

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

勝 浦 市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 総野地域（A）

A-1. 関谷、中谷、平田、新戸、宿戸地区

(1) 現況

本地域は、新戸川に沿った31haの農用地については「総野東部地区」として、平成9年度にはほ場整備事業が完了し、関谷、中谷、平田、新戸地区における生産性の高い水田となっており、ここ数年では、農業基盤整備促進事業によりほ場整備区域内の農道整備も進めており生産効率の向上を図っている。

また、本地域の北部に位置する宿戸地区は未整備地域であり、国道297号の東側に広がる集団性のある農用地は水田、畑地、樹園地として耕作がなされている。

本地域の特徴としては、勝浦市街地に近いという地の利を生かして、古くより「勝浦朝市」で農産物を販売してきた農家が多い。このため、水稻の生産と共に少量多品目の野菜、花卉類の生産が行われている。

整備済の「総野東部地区」については、担い手に農用地の集積が進んでいる反面、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大している。また、未整備地域においても同様に共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理が十分に行き届かない状況となってきた。

このため本地域においては、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対する支援を行う必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

A-2. 白木、白井久保、芳賀、蟹田、大楠、小松野、松野、中倉地区

(1) 現況

本地域は、国道 297 号の東側で市道芳賀市野川線の南側に広がる約 40 ha の農用地は、南部が白木地区の水田約 12.5 ha であり昭和 50 年代はじめにはほ場整備が実施され、北部の白井久保地区は未整備地域で畑地が集落の中に混在している。

県道天津小湊夷隅線と国道 297 号を東西に結ぶ市道宿戸大楠線が中央を貫く大楠地区はこの地域で最大の農用地面積を有しており、その農用地は集団性に富んでいるが未整備地域である。水稻はもとより畑地での露地栽培、施設園芸も営まれており、市内有数の農業地域である。この大楠地域においては、ほ場整備事業の機運が高まり、ほ場整備事業推進委員会が立ち上がり、関係者一丸となって事業採択に向け取り組んでいるところである。

松野地区においては、国道 297 号沿いの商店、住宅街の背後に広がる 13.8 ha の農用地について平成 16 年度に農村振興総合整備事業により整備され、水稻が生産されている。

中倉地区については傾斜地が多く、松野地区と共に平成 16 年度に農村振興総合整備事業により 17.4 ha の整備が完了し稲作経営が行われている。

本地域では、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることが懸念される。

このため本地域においては、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対する支援を行う必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第 2 号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

A-3. 杉戸、佐野地区

(1) 現況

この地域の南部に位置する杉戸地区では、平成 14 年度に県営ほ場整備事業（利用集積）により 33.3 ha の整備が完了し、稲作経営が行われている。杉戸地区では、現在、農業基盤整備促進事業により農道整備を実施すると共に、多面的機能支払制度に取組み、その効果を発揮している。

この地域の北部に位置する佐野地区は、佐野浄水場の南側に展開する 4.9ha が 10a の小区画で整備されているものの、耕作放棄地が散見されるようになっている。また、国道 297 号の東側の台地では、露地野菜、施設野菜、タケノコが生産されている。

本地域でも、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管

理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることが懸念される。

このため本地域においても、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対する支援を行う必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

A-4. 市野郷、市野川、花里地区

(1) 現況

本地域は、東から西に向かって流れる夷隅川支川の馬堀川沿岸に高低差のある傾斜地が広がっている。昭和50年代に実施した県単小規模土地改良事業及び新農業構造改善事業で整備された25.7haの農用地では稲作経営が行われている。本地域で生産される米は、種々の食味コンクールにおいて受賞しており、高品質米の産地である。

市野川地区においては、ふるさと水と土ふれあい事業によるため池整備等、中山間ふるさと・水と土保全対策支援事業、多面的機能支払制度を実施しており、農村集落の多面的機能の発揮に努めている。特に近年では、竹林での流しそうめん、タケノコ掘り、餅つき等体験型プログラムを実施し都市部住民との交流を図っている。

本地域でも、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることが懸念される。

このため本地域においても、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対する支援を行う必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 上野地域 (B)

B-1. 台宿、上植野、大森、名木地区

(1) 現況

本地域は、市の北西部、夷隅川最上流域に位置しており、夷隅川とその支川沿岸に広がる中山間地で稲作経営が行われている。

土地改良事業の実施状況については、夷隅川支川の古新田川最上流部に、県営か

んがい排水事業により勝浦ダムが整備されており、ダム用水は 21.9 km に及ぶ南北幹線水路により市内水田のかんがい期の用水を補完しており、本市において最も重要な基幹水利施設となっている。一方、本地域のほ場については未整備であり、獣害被害と相まって山間谷津田を中心に耕作放棄地が広がっている。

この状況を打開するため、各地域においてはほ場整備事業の機運が高まり、現在 3 地域ではほ場整備事業推進委員会が立ち上がり、関係者一丸となって「農地環境整備事業」採択に向け取り組んでいるところである。

ほ場整備後は、担い手に農用地の集約が加速すること、土地改良施設の共同管理は必然となることから、この事前準備として多面的機能支払制度の早期実施が必要であり、ほ場整備事業推進地域にはその実施を強く働きかけている。

特に大森地区においては、ほ場整備事業の推進のみならず、県事業の「獣害と戦う農村集落づくり事業」実施やふるさと保全指導員が誕生するなど、農村集落の多面性をより発揮できるよう取組始めている。

しかし、現状では、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることが懸念される。

このため本地域においても、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対する支援を行う必要がある。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第 2 号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

B-2. 植野、上野、赤羽根、中里地区

(1) 現況

本地域は、上野地域の中央部に位置し、県道天津小湊夷隅線と市道中島名木線の間に広がる約 57ha の農用地を中心に稲作経営が行われている。本市内では集団性のある優良農用地であるが、昭和 30 年代に整備した 10a 区画の小規模田であるため、農業機械が大型化した現在では作業効率が悪く、また、暗渠排水が未整備なこと等から、耕作放棄地も見受けられるようになってきている。また、市道中島名木線北側の山間谷津に展開する赤羽根地域の農用地では獣害被害により耕作放棄が進んでいる。

本地域でも、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることが懸念される。

このため本地域においても、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対する支援を行う必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

B-3. 中島、荒川、法花、貝掛、南山田、小羽戸地区

(1) 現況

本地域は、蛇行して流れる夷隅川沿岸とその支川の山間に広がる水田で稲作経営が行われている。

ほ場整備の状況は、南山田地区を中心とした29haと中島地域の12haが整備されており、その以外の地域は未整備である。

未整備地域の小羽戸地区においては、傾斜地が多く平坦地に比べ不利な生産条件にある。さらに、法花地区においては集落全体が山間谷津であり、獣害も受けやすいため、耕作放棄地が年々拡大しているが、この地域の米は食味が良いとの定評がある。

本地域でも、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることが懸念される。

このため本地域においても、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対する支援を行う必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	総野地域（A）	法第3条第3項第1項に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
②	上野地域（B）	法第3条第3項第1項に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

- (1) 法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するに当たり、県、実施市町村、農業団体等で構成する推進組織へ参画することとする。
- (2) 法第3条第3項第2号に掲げる事業についても、必要に応じて(1)による推進組織を活用できることとする。
- (3) 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在し、すべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

勝浦市全域（半島振興法による半島振興対策実施地域）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

勾配が田で1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満の緩傾斜農用地

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(エ) 千葉県知事が地域の実態に応じて指定する地域

（2）対象者

認定農業者に準ずる者とは、勝浦地域水田農業ビジョン、人・農地プラン等に位置づけられた担い手など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

（3）その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、記述するものとする。